

車いす貸出サービス

高齢者や障害者、傷病などで外出が困難になり、在宅生活で一時的に車いすを必要とするかたに、車いす（自走型、介助型、子ども用）を貸出します。

※介護保険などの公的サービスにより車いすのレンタルなどができるかたは利用できません。
※予約制ではありませんので、窓口へ直接お越しください。
※貸出時の車いすの運搬は行いません。ご自身でお持ち帰りください。

料 金：1カ月以内 無料 2カ月目以降 月額200円

貸出期間：最長3カ月間

利用方法：事前に、車いすの空き状況を下記の貸出場所まで電話確認してください。貸出可能な場合、貸出場所にて申請書をご記入ください。

貸出場所：①青木3丁目分室 月～金曜日（祝日は除く）

所在地：川口市青木3-17-11

②やすらぎ会館 月～土曜日（祝日は除く）

所在地：川口市南鳩ヶ谷6-8-16

※開所時間はどちらも8時30分から17時15分

車いす引取りサービス

車いすの返却時に限り、有料で職員がご自宅に訪問し、車いすを引き取ります。

※貸出時の運搬はできません。

料 金：1回 1,000円

車いすステーション

短期間で車いすの貸出が必要なかたに対し、より身近な地域で利用できるよう、車いすステーションにて車いすを貸出します。

※車いすの運搬は行いませんので、ご自身でお持ち帰りください。
※保管台数には限りがあり、お断りする場合がありますのでご了承ください。

料 金：無料

貸出期間：1週間以内

※1週間以上車いすが必要なかたは、青木3丁目分室またはやすらぎ会館にて貸出しをします。

利用方法：必ず事前に、車いすの空き状況を車いすステーションへ電話確認してください。

貸出可能な場合、貸出場所にて、申請書をご記入ください。

貸出場所：車いすステーションマップをご覧ください

社協会員ご加入のおねがい

地元の福祉応援隊になろう！

✓ 社協とは？

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に基づき設置される、地域福祉活動を進める民間の非営利団体です。市民の皆さまとともに福祉のまちづくりをしていくため、会員制度を実施しています。

✓ 会員になるとどうなるの？

会員制度は、「会費というかたちで福祉活動に参加・協力していただく助けあいの制度」です。

皆さまからいただいた会費の50%は市社協の活動費となり、こちらの家事援助サービスや食事サービスをはじめ、地域の助けあい活動などを支えています。

会員になっていただけたが多ければ多いほど、地元の福祉活動が元気になり、さまざまな支援を続けていくことができます。

ぜひ会員にご加入いただき、社協を応援してください！

※いただいた会費のうち半分の50%は会員の地元地区社協に配分し、地域独自の福祉活動費として活用されます

個人会員

1口

1,000円

ご加入随時受付中

令和4年度

住民参加型 福祉サービス のごあんない



社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
福祉支援課 住民参加型福祉サービス事業

電話番号 **048-252-1294** 8:30-17:15
(土日・祝日・年末年始は除く)

FAX番号 **048-240-0411**

所在地 **川口市青木3-17-11**

※令和4年10月中旬頃に下記の住所に移転予定

川口市青木3-3-1青木会館

ホームページ **http://www.kawaguchisyakyo.jp**



家事援助サービス

家事を行うことが困難になり、介護保険などの公的サービスや家族などからの支援も受けられないかたを対象に、地域の協力員がご自宅に訪問し、家事などを有料で行います。

※このサービスは、地域の住民同士による助けあい活動です。

内容：掃除、洗濯、買い物、調理、話し相手、訪問見守り、通院・外出の付き添い（安定した自立歩行が可能なかた）

対象者：高齢者、障害者、傷病者、産前産後（妊娠中・おおむね3歳までのお子さんがいるかた）
※訪問見守りは、福祉サービス利用のない75歳以上の単身世帯、または障害者手帳を取得している単身世帯のかた

料金：活動30分ごとに350円、事務手数料月額200円
※料金は利用翌月に利用者指定口座から引き落とし。

ちょこっと困りごとサポート

高齢者や障害者の日常生活のちょっとした困りごとを、地域の協力員がご自宅に訪問し、有料でサービスを行います。
※このサービスは、地域の住民同士による助けあい活動です。

内容：30分以内でできる簡単な作業
(例)電球交換、荷物の上げ下ろし など
※専門性や継続性がある作業は行いません。

対象者：①おおむね65歳以上の単身
または高齢者のみ世帯のかた
②障害者手帳を取得している単身
または障害者のみ世帯のかた
③高齢者と障害者のみ世帯のかた

料金：1回350円
※料金は活動後、現金で直接協力員に支払いとなります。
※サービス実施中に生じた経費は、利用者の自己負担となります。

食事サービス

食事の支度が困難になり、家族などからの支援も受けられないかたを対象に、健康維持に必要な栄養バランスのとれたお昼のお弁当をお届けします。手渡しによる安否確認を行います。

対象者：高齢者、障害者、傷病者、産前・産後のかた

料金：1食 平日 500円、祝日 530円

配食日：月～土曜日（祝日・年末年始含む）

※日曜日は配食していません。

※午前9時30分～12時の間にお届けします。

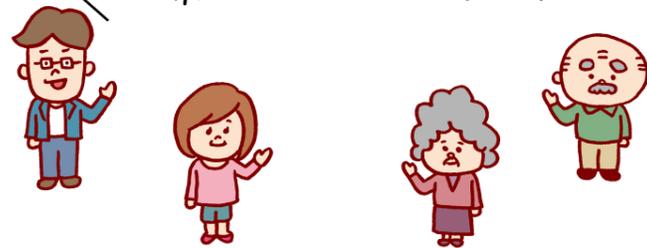
※配達時間の指定はできません。

※ご飯をおかゆにしたり、おかずをきざむことは可能です。

※特定の病気に対応した療養食は取り扱っていません。

※置き配については原則、対応しておりません。

川口市社協では、家事援助とちょこっと困りごとサポートの助けあい活動の担い手を募集しています！



ボランティア活動に少しでも興味のあるかたは、お気軽に事務局までご連絡ください♪

ご利用開始までの流れ



ご相談
問合せ



職員訪問
申請書記入

家事援助サービス・ちょこっと困りごとサポートの場合
協力員（ボランティア）の紹介・顔合わせ

食事サービスの場合
職員訪問後、業者に依頼します。



ご利用
スタート

※家事援助サービス及びちょこっと困りごとサポートは、原則、利用者と同じ地域に住んでいる協力員の派遣となりますので、協力員が不足している地域では派遣できない場合があります。
※食事サービスの弁当は高齢者向けの宅配弁当で、1食あたりの総カロリーは600Kcal前後になります。

福祉車両貸出サービス

常時車いすを使用しているかたなどに、車いすのまま乗り降りできるスロープ式の福祉車両を貸出します。
運転者や介護者は利用者で確保してください。

車種：①デミオ ②A Zワゴン(軽) ③N-BOX(軽)
※すべて最大定員3名
※電動車いすやリクライニング式の車いすなどの使用はできません。

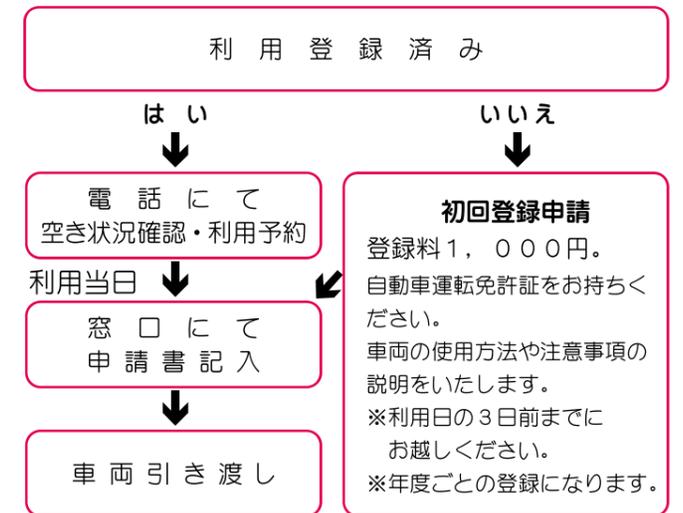
対象者：高齢者や障害者で常時車いすを使用し、移動に車両を必要とするかた

登録料：1,000円（年度初回のみ）
※4月1日から翌年3月31日を基準とし、年度ごとに登録が必要です。
※利用日の3日前までに利用登録申請をしてください。
※運転免許証を確認し、利用登録料をお支払いいただきます。

使用料：無料
※ガソリン、駐車場、有料道路などの費用は利用者の自己負担となります。

利用方法：※最長3日間まで（月4回まで利用可能）
※車両の引き渡し時間は、平日の9時～16時30分です。
※車両の引き渡しは土曜日でも可能です。事前にご相談ください。

貸出時



返却時

